

函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、広く意見を得るため、函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新たな廃棄物処理施設の施設規模等、施設整備の基本事項に関すること。
- (2) 新たな廃棄物処理施設に係る環境保全対策等に関すること。
- (3) その他基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 公募により選出された者

3 委員のうち公募委員は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条に規定する検討協議が終了し、市長に報告した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条の所掌事項を遂行するため、必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、審議しようとする事項について専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱し組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部新廃棄物処理システム担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から施行する。

函館市次期廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会

区分 (分類)	所 属	職 名	氏 名
有識者 (土木)	独立行政法人 国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校 社会基盤工学科	教授	平沢 秀之
有識者 (環境)	国立大学法人 室蘭工業大学大学院 工学研究科 もの創造系領域土木工学ユニット	准教授	吉田 英樹
有識者 (資源循環)	公益社団法人 全国都市清掃会議	事務局長	河井 一広
有識者 (最終処分場)	特定非営利活動法人 最終処分場技術システム研究協会	正会員	是則 恭士
関係団体	函館商工会議所 女性会 (有限会社 さとう印刷 代表取締役)	会長	佐藤 美子
関係団体	函館清掃事業協同組合 ((株) 亀田清掃 代表取締役)	副理事長	池田 善徳
関係団体	函館市町会連合会 (深堀町会 会長)		谷山 静香
公募			石塚 康治